

令和7年度 本校職員の時間外在校等時間(平均h)

(h)

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 44.45 | 39.56 | 37.02 | 30.57 | 6.04 | 37.37 | 38.48 | 23.37 | 27.20 | 23.33 | 25.41 | 30.49 |

●本校職員の勤務時間 8:15-16:45 (7時間45分)

○働き方改革で求められている時間外勤務時間(月45時間を超えない)

山形県公立学校における 働き方改革プラン (第Ⅱ期)

～公立学校教員の勤務時間の上限に関する方針等～

(1) 第Ⅱ期における目標

令和7年度末までに

- ① 半期※における時間外在校等時間の月平均が 80 時間を超える教員0人を目指す。
- ② 年間における時間外在校等時間の月平均が 45 時間を超える教員0人を目指す。

※半期とは、上期(4月～9月)及び下期(10月～3月)のこと。

(2) 年度ごとの目標

- ① 1人あたりの1か月の時間外在校等時間を前年度調査より10%縮減し、基本方針の「1年あたり360時間を超えない」という基準を達成する。
- ② 1人あたりの半期における時間外在校等時間の月平均が80時間を超える教員数について、令和5・6年度は前年度比40%減としながら、令和7年度末までに0人を目指す。
- ③ 1人あたりの年間における時間外在校等時間の月平均が45時間を超える教員数について、令和5・6年度は前年度比40%減としながら、令和7年度末までに0人を目指す。

鈴川小学校教職員の働き方改革について

校長

みなさんもニュース等でご存じかとは思いますが、「先生」はブラックな職業として若者から敬遠される時代になっています。教職員の処遇改善が急務とされ、長年「残業手当分」を基本給の4%の「教職調整額」として支給してきた「給特法」の見直しが始まりました。

「公務員は全体の奉仕者」ではありますが、報酬や手当が支払われない労働を強いることはあってはなりません。過去の先生の働き方をみると、「保護者の方に仕事終わりに来校していただく」「PTA諸会議」「週末・祝日等の地域行事」「地区の諸会合」など、時間外の仕事や会合など、いわゆる「無給の仕事」は、学校ではあたり前でした。

鈴川小学校の教職員は、「子どもを教え育てるといふ崇高な使命感」を持ち「必要なことは時間を惜しまずにやる」「子どものためなら何としてもやり遂げる」という思いで全員が仕事に向かっています。使命感があることは大変望ましいことですし、「子どもの成長」は何物にも代えがたい喜びであり、私達のやりがいとも言えます。しかし、先生が体調を崩し、精神的につらくなり、病気になる人数が年々増加しており、精神疾患で休職した教職員は全国に目を向けると一年間に約7000人以上もおります。

校長として（保護者のみなさんも同じだと思いますが）鈴川小の先生方には、「キラキラ笑顔」「ハツラツ元気」「子どもと一緒に喜び、感動したり涙を流したりする先生」であり続けて欲しいと思っています。逆に、先生が疲弊して、元気がなく、大人として生き活きと仕事に励む姿を見せられないようでは、子どもにとっては悪影響。子どもの前に立つ先生は、夢の実現に向けて努力を続ける「子どもの手本」であるべきですし、ぜひ「憧れの存在・憧れの大人」であって欲しいとわたしは思っています。今こそ、先生自身が生活の質を向上させ、力強い人生を送り、人間性や創造性などの「人間としての豊かさやたくましさ」を高めることが必要です。それこそ、今、社会全体で求められている「ウエルビーイングの実現」でしょう。

自分や自分の家族との時間を豊かに、大事にできない先生は、子どもたちのことを親身に考え、家族の気持ちに寄り添った指導等はできないのではないのでしょうか。

鈴川小学校は、「授業・学習指導を大切にする」「元気で活気ある学校づくり」「先生方の心身の健康」ために、働き方改革を進めている最中です。

どうぞ、皆様、「教職員の働き方」にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。